

スーパー  
KMEWシール  
とセットで  
色15年保証

ケイミュー株式会社では、元請業者様(住宅会社様、工務店様)に対してカタログ掲載の外壁材のうち、下表の外壁材とシーリングをセットで使用した物件の弊社製品の品質保証を実施しています。  
※外壁材の「製品本体保証(施工完了日より10年間。但し新築物件に限る)」に関しては別途保証書の発行が必要です。

対象商品

シリーズ名	外壁材 商品	シーリング 商品
光セラ	次世代外装パネル レジェール	スーパーKMEWシールZ40 スーパーKMEWシール30
	ネオロック・光セラ18	スーパーKMEWシール40 スーパーKMEWシール30
	フラットデザインパネル、エクセレージ・光セラ16/15、フィルテクト・光セラ16、ウォールライン・光セラ	スーパーKMEWシール30

保証内容

1. 外壁材

製品色に著しい変色がなく、

※「著しい変色」とは、建築後の年数を考慮して外壁外観が見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要となる場合をいいます。  
伝い水等による汚れや、錆、苔、藻、カビ等の発生による汚れや変色は含みません。

2. シーリング

①本製品の材質そのものに起因する著しいひび割れが発生しないこと。

※「著しいひび割れ」とは、本製品が本来有すべき基本性能を果たせない状態のことをいいます。接着面の剥がれ、或いは建物の変形や変位、施工上の瑕疵等に起因するひび割れは含みません。

②製品色に著しい変色がなく、

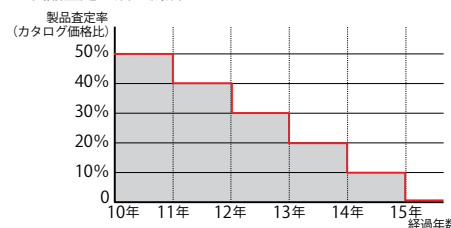
※「著しい変色」とは、建築後の年数を考慮して外壁外観が見苦しく、社会通念上、明らかに補修が必要となる場合をいいます。伝い水等による汚れや、錆、苔、藻、カビ等の発生による汚れや変色、シーリング未硬化時に付着した汚れ、市販の洗剤などで取れる汚れ、シーリングの薄層白化による変色は含みません。  
なお、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものと致します。

2. 施工完了日から11年目以降～保証期間満了まで

11年目以降、経過年数毎に減額された製品査定金額<sup>※3-4</sup>を上限に負担する。  
なお、負担する金額は、補修が必要となると判断された箇所により、弊社が判断するものとする。

※3 11年目の製品査定金額は弊社製品「外壁材本体、同質出隅、留め金具、スーパーKMEWシール」(鋼板出隅使用の場合は、鋼板出隅を除く「外壁材本体、留め金具、スーパーKMEWシール」とする)の出荷時の希望小売価格(カタログ価格)の50%とします。以降、経過年数毎に10%ずつ均等に減額し、15年を超えたら「0」となります。

■製品査定金額の減額イメージ



※4 製品査定金額に防水紙、下地胴縁等の部材費、工事費、足場代は含みません。

免責事由

以下の事由により不具合が発生した場合については、保証の適用を除外します。

1. 弊社「設計施工マニュアル」に記載された設計基準に反する立地条件、設計がなされている場合。
2. 弊社「設計施工マニュアル」に記載された標準施工法に反する施工、或いは施工業者様個人による施工上の瑕疵、或いは不法行為、債務不履行等による場合。
3. 弊社「設計施工マニュアル」に反する保管、取扱いによる場合。
4. 元請業者様の施工管理が十分にされなかったことによる場合。
5. 現地調達品等、弊社純正部材以外の不具合および本製品の施工工事以外の建築施工上の欠陥による場合。
6. 外壁材工事完了後における増改築・補修並びに設備機器或いは付属品等の取付けによる場合。
7. 内部結露および伝い水等による汚れ、又は錆、苔、藻、カビ等の発生による汚れや変色。
8. 本製品(外壁材本体、同質出隅、スーパーKMEWシール)に現地に塗装がなされている場合。
9. 外的要因(洗浄含む)や生物被害等による汚れ傷並びにこれらの補修にかかわる変色等。
10. 保証期間経過後に申し出がなされたもの、又は保証期間内でも初期の損傷を弊社に適切な連絡を行わず長期間放置したために生じた拡大損害の場合。
11. 入居者様(管理人様を含む)又は第三者による維持管理不行き届き並びに故意・過失による場合。
12. 天災又は地盤・周辺環境・公害などに起因する場合。
13. 特殊環境地域(温泉場、焼却炉付近、特殊ガス・熱・酸・アルカリ・塩類を発生する施設や工場並びに地域、海・湖・河川等の周辺で常時しぶきがかかるような地域、煙塵および金属粉・石粉が堆積する地域)における損傷。
14. 契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による場合。
15. 保証書発行申請書或いは提出された施工チェックリストに事実と異なる記載があった場合。
16. 釘頭のタッチアップや同質出隅の貼り合わせ面取り部分などの現場仕上げ塗料(補修塗料)使用箇所。<sup>※5</sup>
17. 基材の反り、うねり、亀裂、割れ、欠損、外壁の外観として違和感のない程度の基材露出。<sup>※5</sup>
18. 同質出隅の接着面および同質出隅又はライン出隅、W出隅、L出隅を基点とする塗膜のひび割れ、その他の不具合。<sup>※5</sup>
19. 凍害による塗膜のふくれ、剥がれ。<sup>※5</sup>
20. マスキングテープによる塗膜のふくれ、剥がれ。<sup>※5</sup>
21. ライン出隅、W出隅、L出隅の不具合。
22. その他弊社の責に起因しない場合。

※5 外壁材色保証のみ

保証書発行申請手順

弊社指定の保証書発行申請書、施工チェックリストに必要事項を漏れなくご記入のうえ、施工完了後速やかに弊社営業所へご提出ください。  
※必要な書類については、あらかじめ弊社営業所にお問い合わせください。

保証期間

通常的环境下において、施工完了日より15年間とする。

※但し、本保証に基づき補償が行われた場合、その後の保証期間は当初の保証期間の残余期間とします。

保証条件

以下のすべての条件を満たすこととします。

1. 保証書が発行された物件。
2. 光セラ本体と純正の同質出隅又は純正の鋼板出隅(ライン出隅、W出隅、L出隅)、留め金具、スーパーKMEWシールをセットで使用された物件。但し、鋼板出隅は保証の対象に含まれません。
3. 日本国内(沖縄県を除く)の木造軸組、木造枠組および鉄骨造の物件で、弊社純正又は推奨の役物・施工部材を使用し、弊社が定めた「設計施工マニュアル(施工当時の最新版)」<sup>※1</sup>に従って、設計施工された物件。
4. 原則として、KMEW認定施工士、厚生労働省認定の窯業系サイディング施工士<sup>※2</sup>又は専門施工ができる業者様が施工、管理し、施工チェックリストが提出された物件。
5. 住宅外装テクニカルセンター(JTC)、日本窯業外装材協会(NYG)の発行物、ホームページ記載内容などに準じた施工、および適切なメンテナンスがなされていること。かつ建築基準法や関係する法律に準じていること。
6. 不具合が発見されたとき、元請業者様より速やかに弊社にその不具合について通知していること。

※1 弊社は「通気構法」を標準施工法としています。必ず実施してください。

※2 日本窯業外装材協会(NYG)が主催する、「窯業系サイディング施工士認定試験」の合格者に与えられる資格です。優れた技能と最新の知識を有した、外装工事の専門技術者です。

保証対象者

保証書の発行対象者は、原則として元請業者様(住宅会社様、工務店様)とする。保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部または全部を第三者へ譲渡・承継し、あるいは担保の用に供することは出来ません。

補償方法

施工完了日からの経過年数に応じ以下の方法により補償する。

1. 施工完了日から10年まで

不具合が生じた損傷部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度の性能に修復するものとし、次の何れかの方法をもって対応する。

- ① 不具合部の部分補修
- ② 代替製品の無償提供
- ③ その他最も適切と認められる方法による補償